



東松子支事務連絡
令和2年4月21日

〒
(住所)
(保護者氏名) 様

東松島市保健福祉部子育て支援課長
(押印省略)

緊急事態宣言発令に伴う放課後児童クラブの対応等について

本市の児童福祉施策につきましては、日頃、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨日、宮城県から緊急事態宣言の対象区域が全国都道府県に拡大されたことに伴う保育所、放課後児童クラブ等の対応に関する考え方が発表されました。

本市の放課後児童クラブについては、引き続き感染の予防に努め開所いたしますが、宮城県の発表を踏まえ、下記の対応といたしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 ご家庭へのお願いについて

- (1) お子様や職員への感染リスクを避ける必要があることから、4月22日(水)から5月6日(水)まで、ご家庭やご親戚宅等で過ごせるお子様については、可能な限り、放課後児童クラブの利用を自粛いただきますようお願いいたします。
- (2) 毎朝、お子様の体調の観察や体温の計測を行うなど、健康管理に御配慮いただき、登所の際は「放課後児童クラブ健康観察カード」に記入をお願いします。また、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合は、放課後児童クラブの利用を自粛いただきますようお願いいたします。
- (3) 感染予防のため、マスクの着用をお願いいたします。
- (4) 手洗い、うがいを徹底しておりますので、ハンカチの持参をお願いいたします。
- (5) 平日、土曜日ともにお昼は出ませんので、各自昼食と水筒を持参願います。

2 利用者負担金について

小学校臨時休業期間中、放課後児童クラブの利用が月内に1度もなかった場合は、利用者負担金を全額免除いたします。

また、上記自粛要請期間中、登所を控えた日数に応じ、1日当たり200円を減額いたします。

ただし、利用者負担金月額を1度お支払いいただき、利用実績を確認後、還付もしくは、翌月以降の利用者負担金に充当いたします。

※普段登所をしていない曜日や期間中の体調不良等による欠席も、上記日数に含みます。

3 その他

- (1) お子様や職員の感染が確認された場合や地域で感染が著しく拡大している場合は、当該放課後児童クラブを臨時休所することもありますので、ご了承願います。
- (2) 今後の感染状況の変化により対応を変更する場合は、改めてお知らせいたします。

担当：保健福祉部子育て支援課保育支援係
TEL 82-1111 (内線1181)